

最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025年)の概要(速報)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

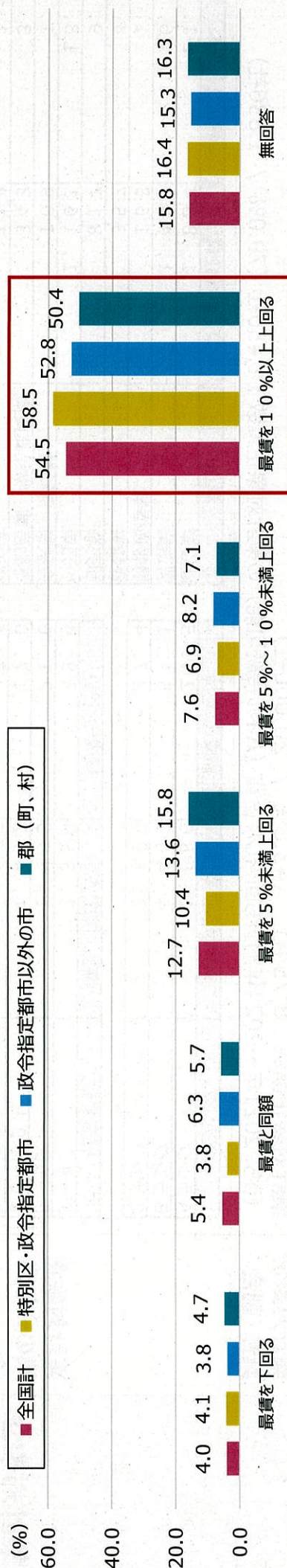
JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025)の概要(速報)

調査の概要	実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）																																				
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2025年度の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。																																				
	調査の対象	従業員規模 1 人以上300人未満の全国の企業20,000社。 ※2024年調査に回答があった企業(8,618社)を対象とするとともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、11,382社を抽出。8,618社には、2021～2024年調査とも回答があったパネル接続可能企業（1,836社）を含む。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Cの3ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。																																				
	調査方法	郵送による配布・回収（回収にはオンライン併用）																																				
	調査期間	2026年 1 月23日～ 2 月20日（3月末までに到着した調査票を集計）																																				
	集計対象企業数・割合	集計対象企業数：8,754社（43.8% / 20,000社） （うち、2021年～2024年調査も回答した企業（パネル接続可能）の集計対象企業数：1,450社（79.0% / 1,836社））																																				
集計対象企業数等	集計対象企業の主な属性	<table><tr><th>ランク</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比（%）</th></tr><tr><td>Aランク</td><td>1, 886</td><td>21. 5</td></tr><tr><td>Bランク</td><td>4, 469</td><td>51. 1</td></tr><tr><td>Cランク</td><td>2, 399</td><td>27. 4</td></tr></table> <table><tr><th>従業員数</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比（%）</th></tr><tr><td>1～4人</td><td>3, 359</td><td>38. 4</td></tr><tr><td>5～9人</td><td>1, 895</td><td>21. 6</td></tr><tr><td>10～19人</td><td>1, 492</td><td>17. 0</td></tr><tr><td>20～29人</td><td>647</td><td>7. 4</td></tr><tr><td>30～49人</td><td>661</td><td>7. 6</td></tr><tr><td>50～99人</td><td>457</td><td>5. 2</td></tr><tr><td>100～299人</td><td>243</td><td>2. 8</td></tr></table>	ランク	集計対象企業数	構成比（%）	Aランク	1, 886	21. 5	Bランク	4, 469	51. 1	Cランク	2, 399	27. 4	従業員数	集計対象企業数	構成比（%）	1～4人	3, 359	38. 4	5～9人	1, 895	21. 6	10～19人	1, 492	17. 0	20～29人	647	7. 4	30～49人	661	7. 6	50～99人	457	5. 2	100～299人	243	2. 8
	ランク	集計対象企業数	構成比（%）																																			
Aランク	1, 886	21. 5																																				
Bランク	4, 469	51. 1																																				
Cランク	2, 399	27. 4																																				
従業員数	集計対象企業数	構成比（%）																																				
1～4人	3, 359	38. 4																																				
5～9人	1, 895	21. 6																																				
10～19人	1, 492	17. 0																																				
20～29人	647	7. 4																																				
30～49人	661	7. 6																																				
50～99人	457	5. 2																																				
100～299人	243	2. 8																																				
備考	・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 ・集計結果は、産業、従業員規模、ランク別の集計後の企業構成比が母集団の企業構成比と同様となるように復元処理（ウェイトバック）したものである。																																					

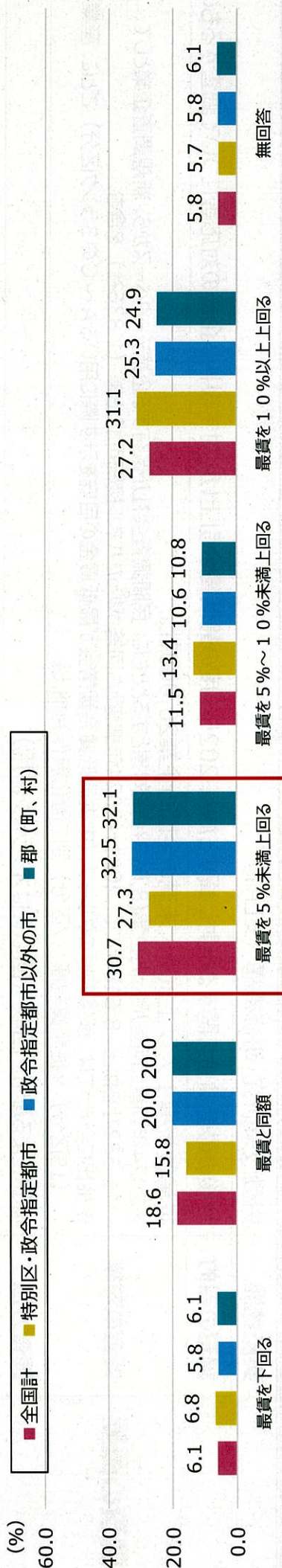
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



（※）本数が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。

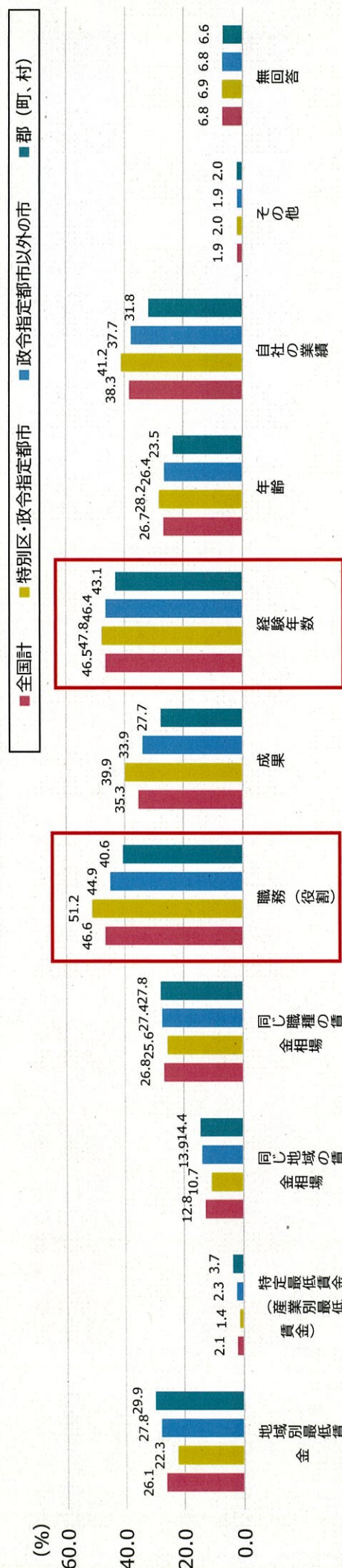
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」2,094社、「政令指定都市以外の市」5,457社、「郡（町、村）」1,195社、無回答8社である。

（注）回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

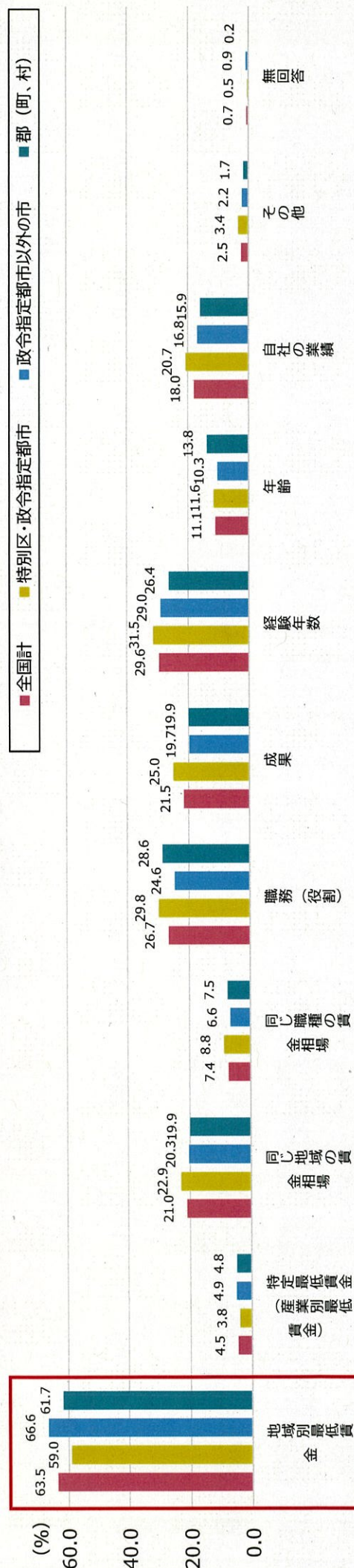
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経過年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）



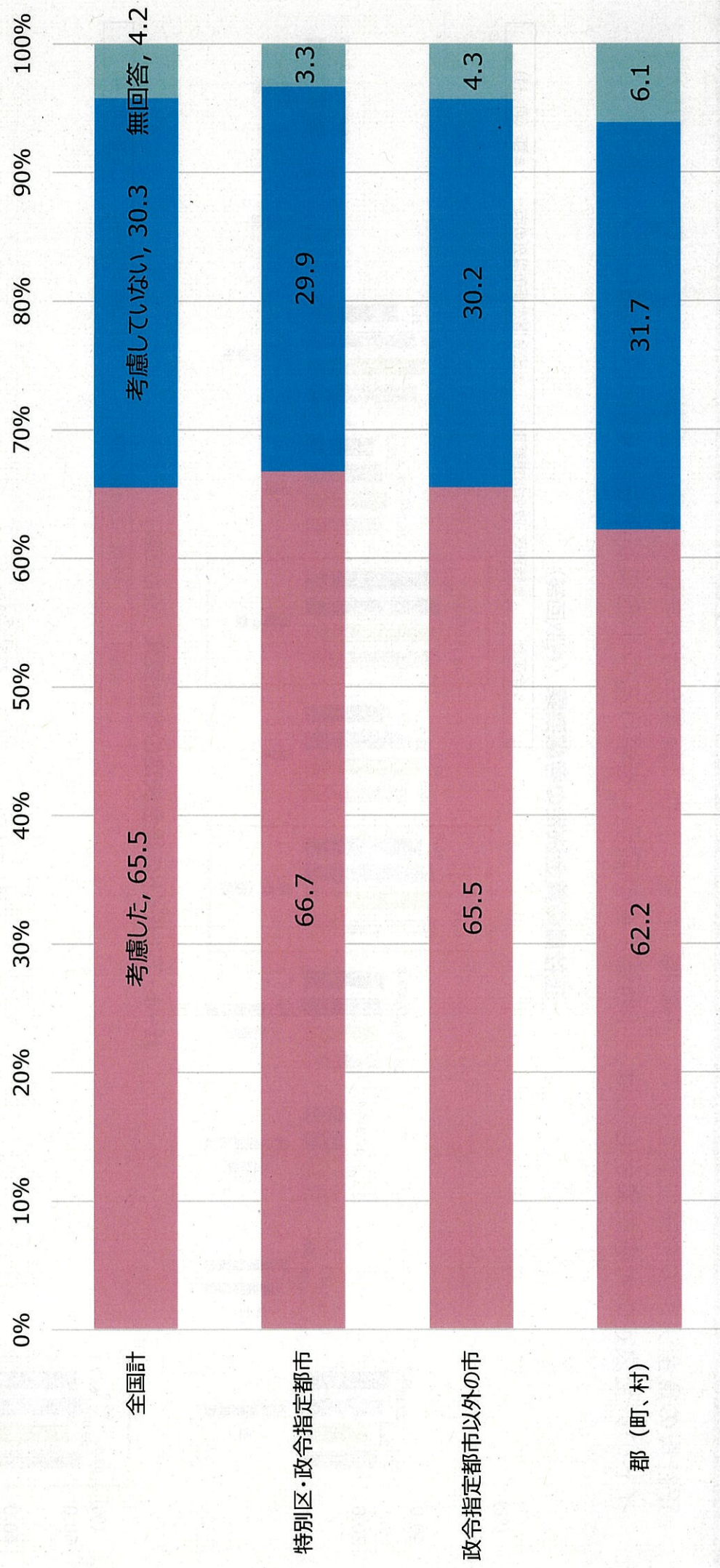
パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）



（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。



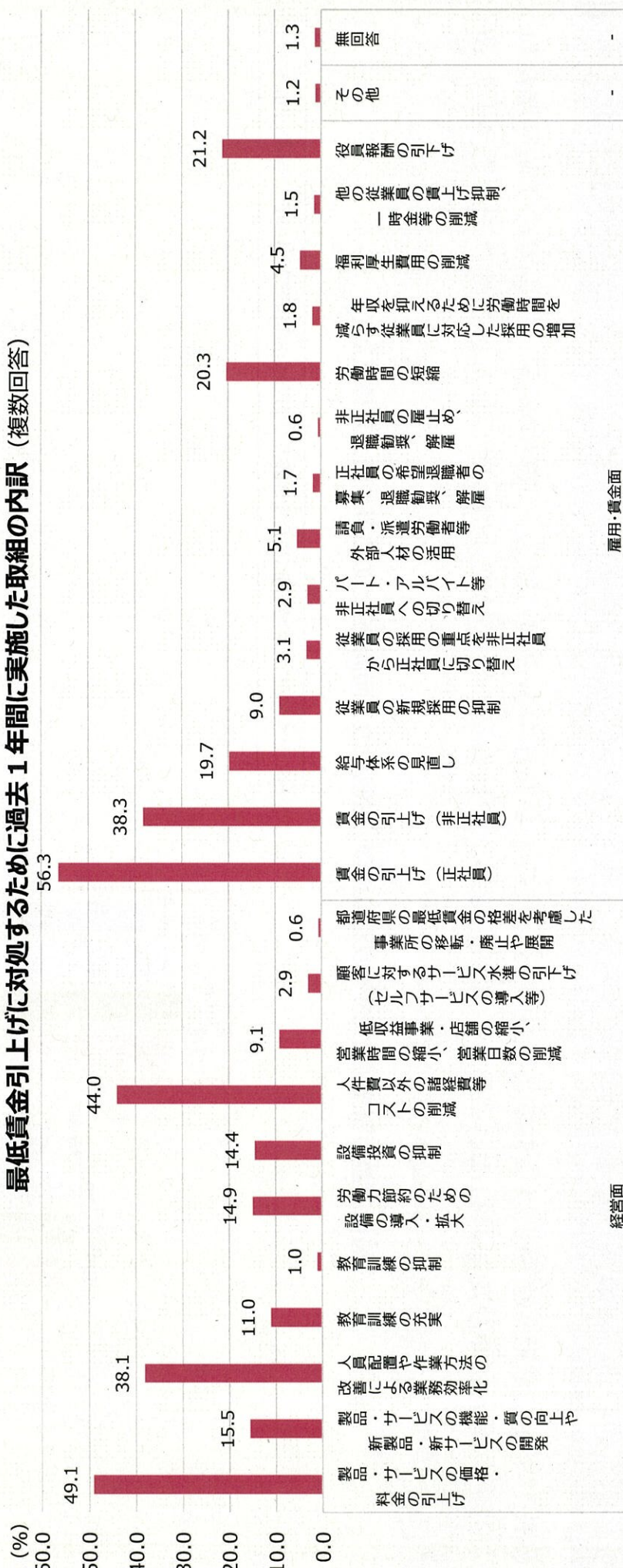
(注) 集計対象企業 (8,754社) のうち、直近1年間に従業員 (正社員あるいは非正社員のいずれか) の賃金を「引き上げた」企業 (6,757社) について集計。

最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

過去1年間に、最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は38.1%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。



最低賃金引上げに対処するために過去1年間に実施した取組の内訳 (複数回答)

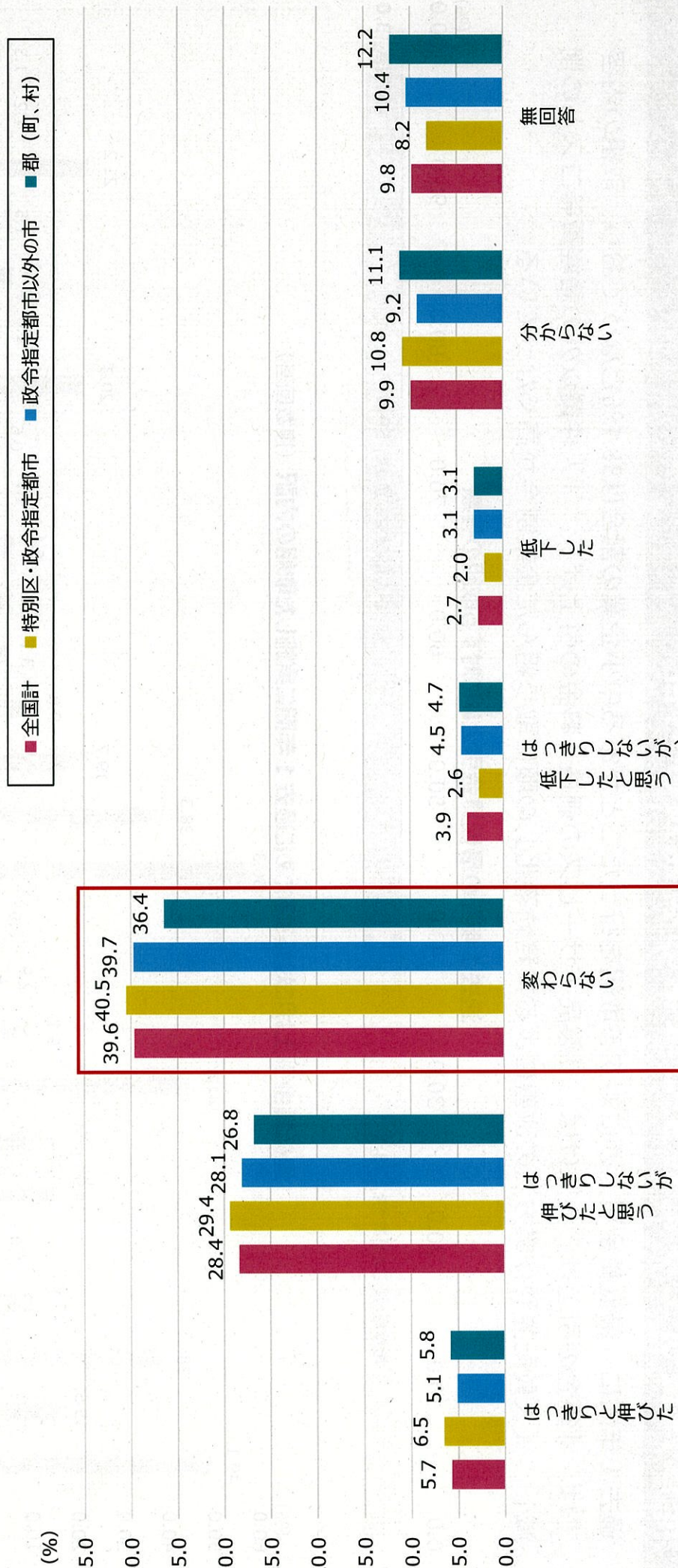


(注) 上図は集計対象企業(8,754社)、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業(3,589社)について集計。本心が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2025年)

過去1年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

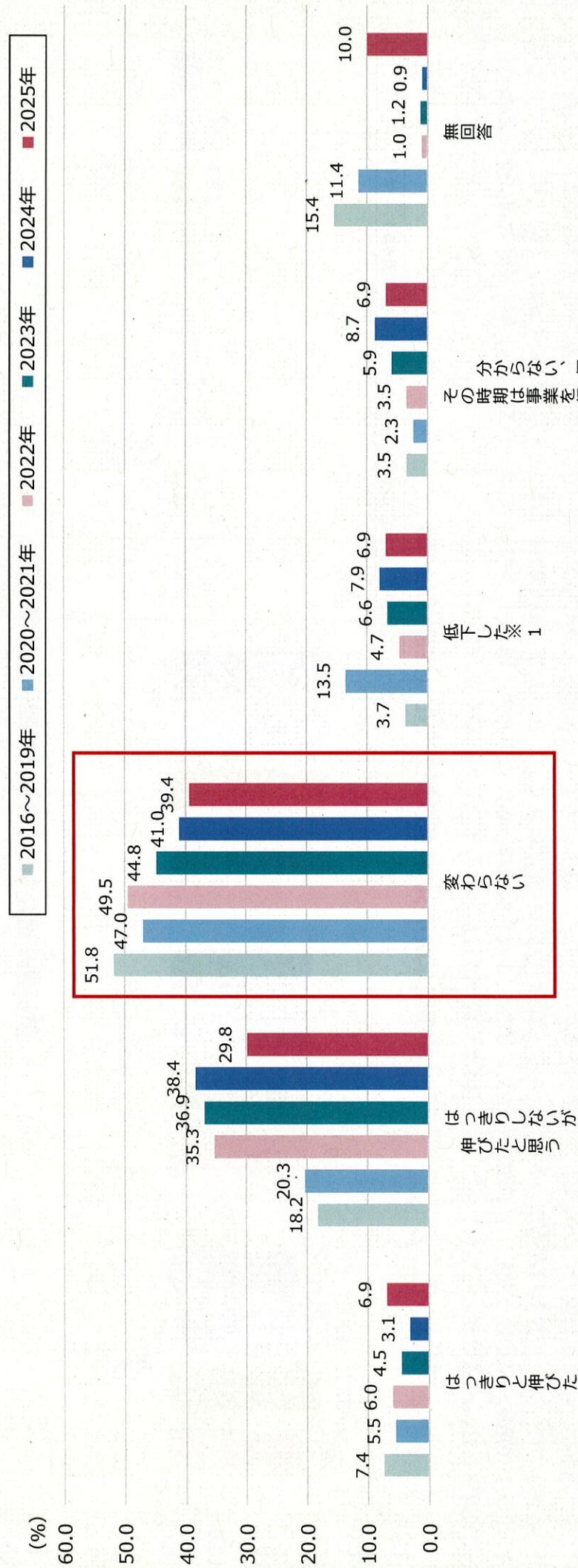


(注) 集計対象企業 (8,754社) のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取組んだことがあった」を回答した企業 (2025年調査 : 3,589社) について集計。
本数が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (パネル集計)

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、いずれの年も「変わらない」が最も多いが、2023年以降、その割合は低下している。2025年は「はっきりしないが伸びたと思う」の割合も低下している。一方、「はっきりと伸びた」の割合が上昇しており、2016～2019年に次ぐ水準となっている。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※1 2022年～2025年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※2 2022年～2025年調査における選択肢は、「分からない」

(注) 「2016～2019年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業（1,450社）のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取組んだことがあった」を回答した企業

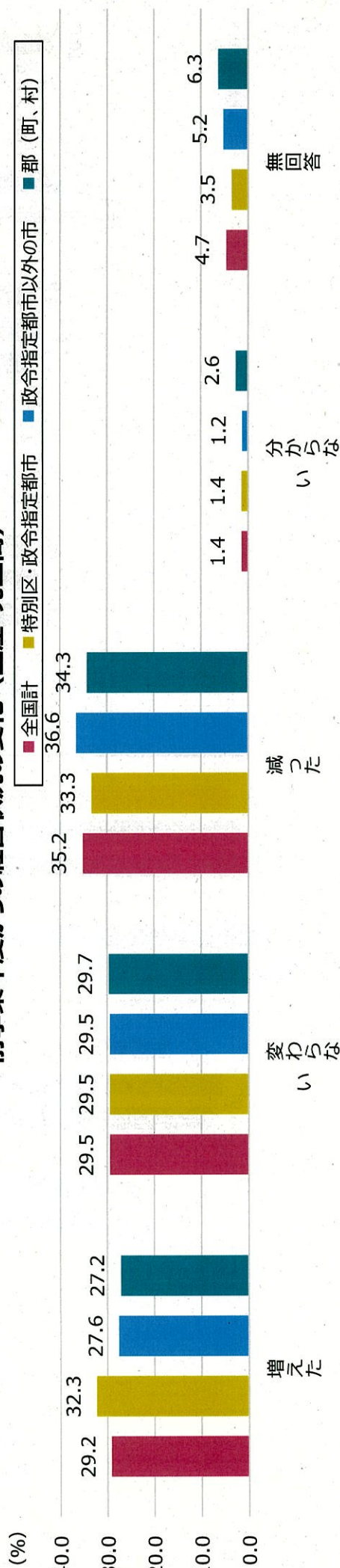
(2025年調査：601社、2024年調査：708社、2023年調査：735社、2022年調査：523社、2021年調査：819社) について集計。

本調査が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

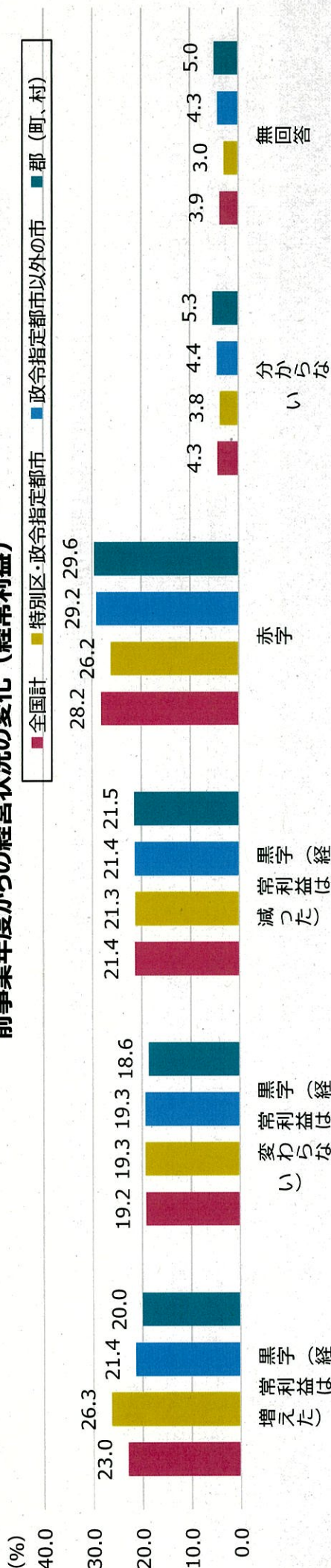
前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」「減った」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっている。同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は増えた）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

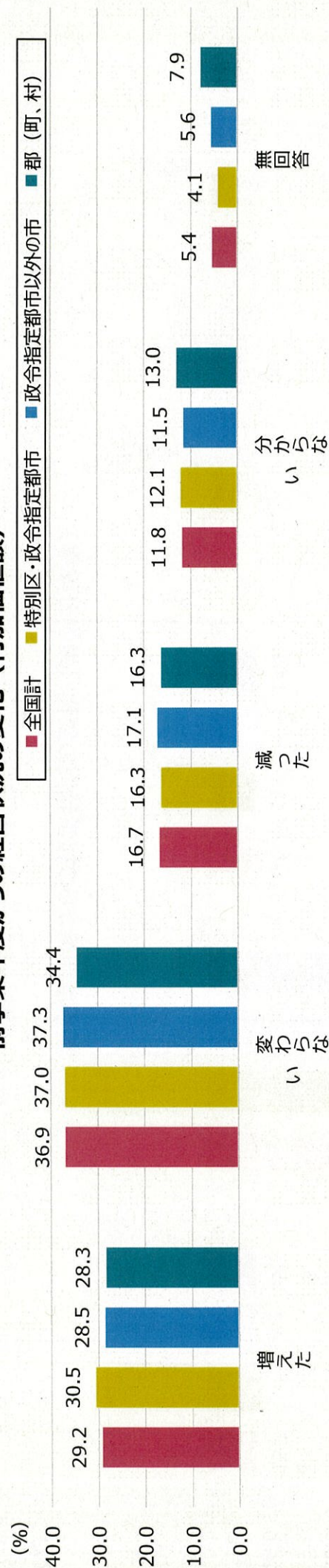


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

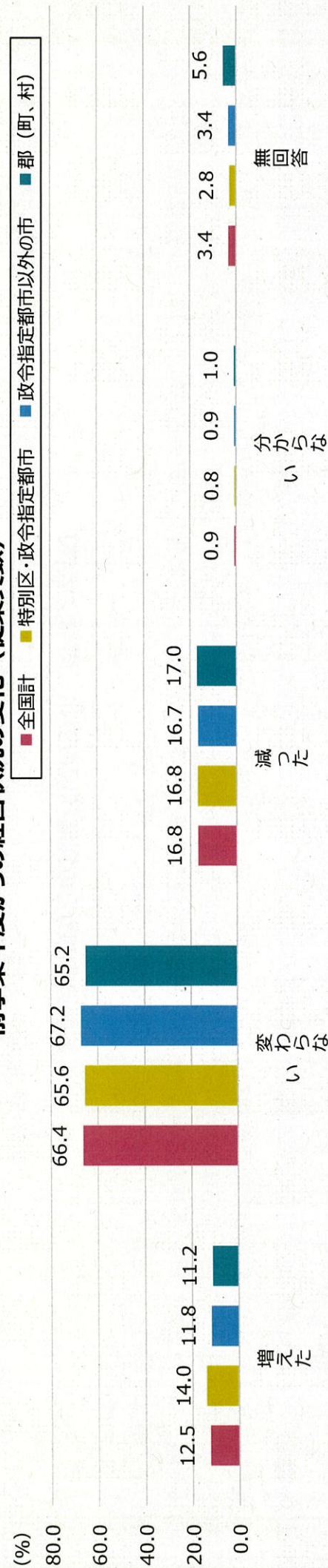
前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらなかった」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらなかった」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

前事業年度からの経営状況の変化（付加価値額）



前事業年度からの経営状況の変化（従業員数）

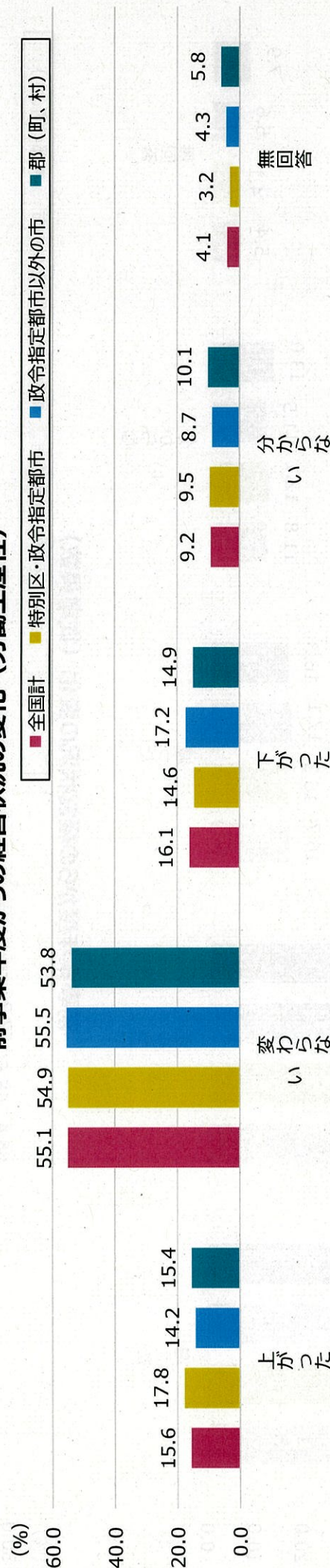


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

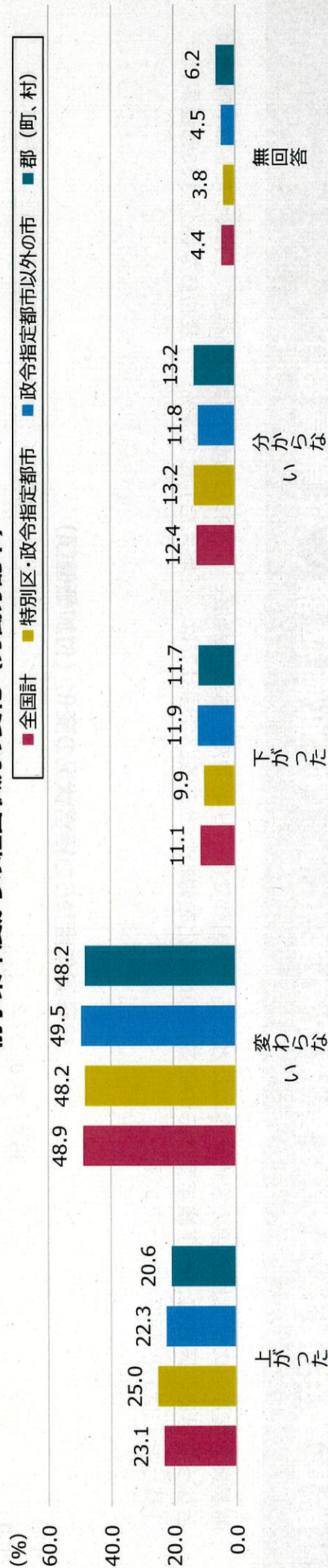
前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

前事業年度からの経営状況の変化（労働生産性）



前事業年度からの経営状況の変化（労働分配率）

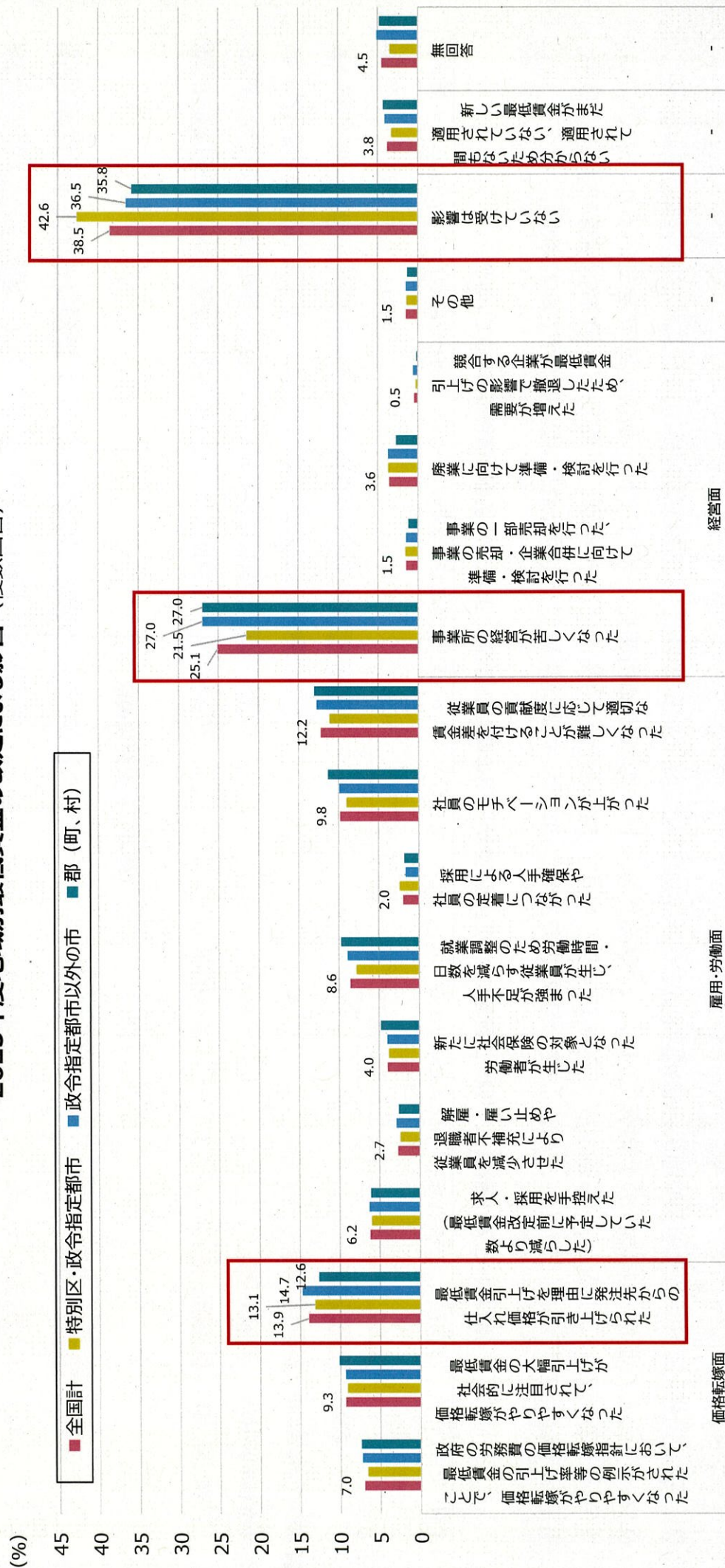


（注）集計対象企業（8,754社）について集計。「労働生産性」とは従業員1人1時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したか、「労働分配率」とは付加価値額に占める人件費の割合として質問。12

2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響（複数回答）

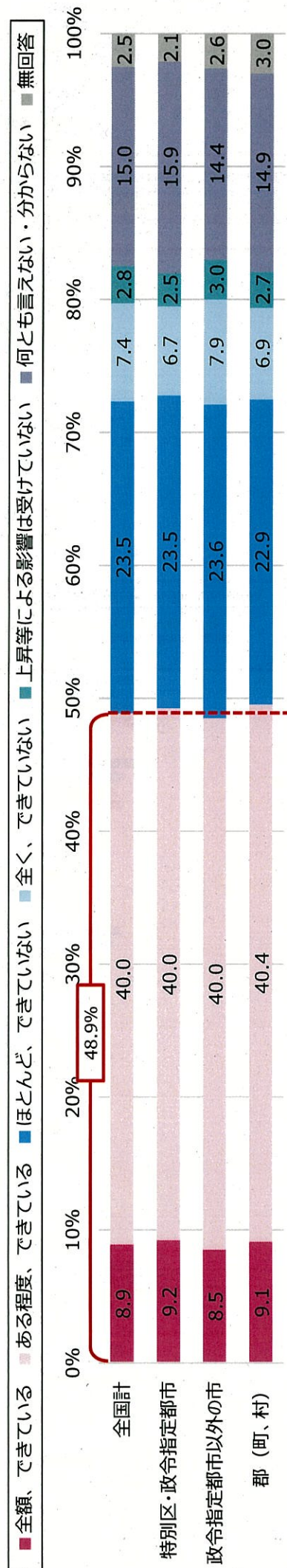


(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

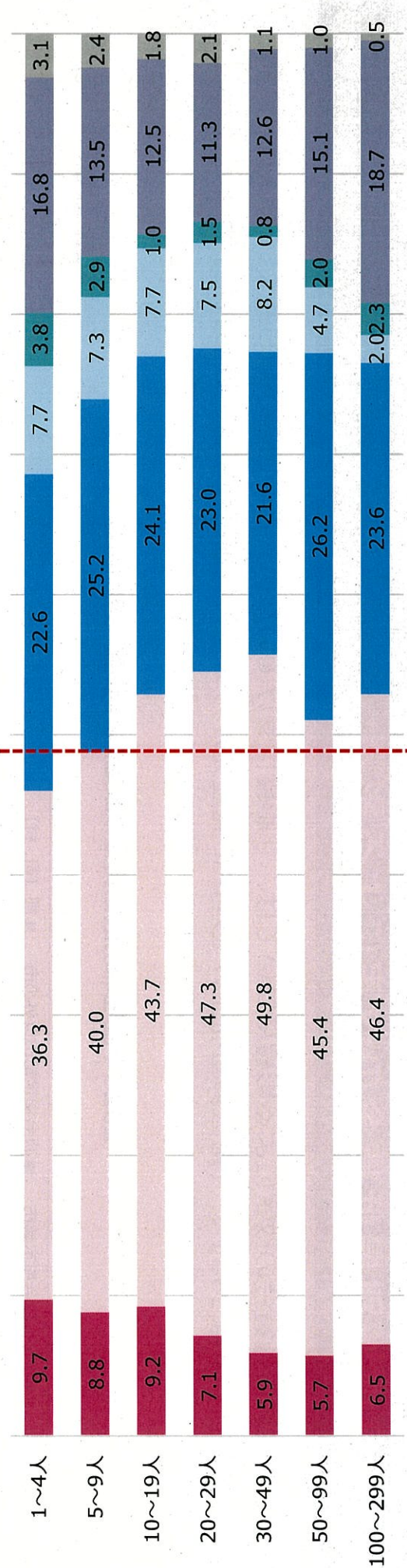
原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対する価格転嫁①

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計48.9%。この割合は、「特別区・政令指定都市」、「政令指定都市以外の市」、「郡（町、村）」でほぼ同じであり、また、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁できているか



(参考) 従業員規模別

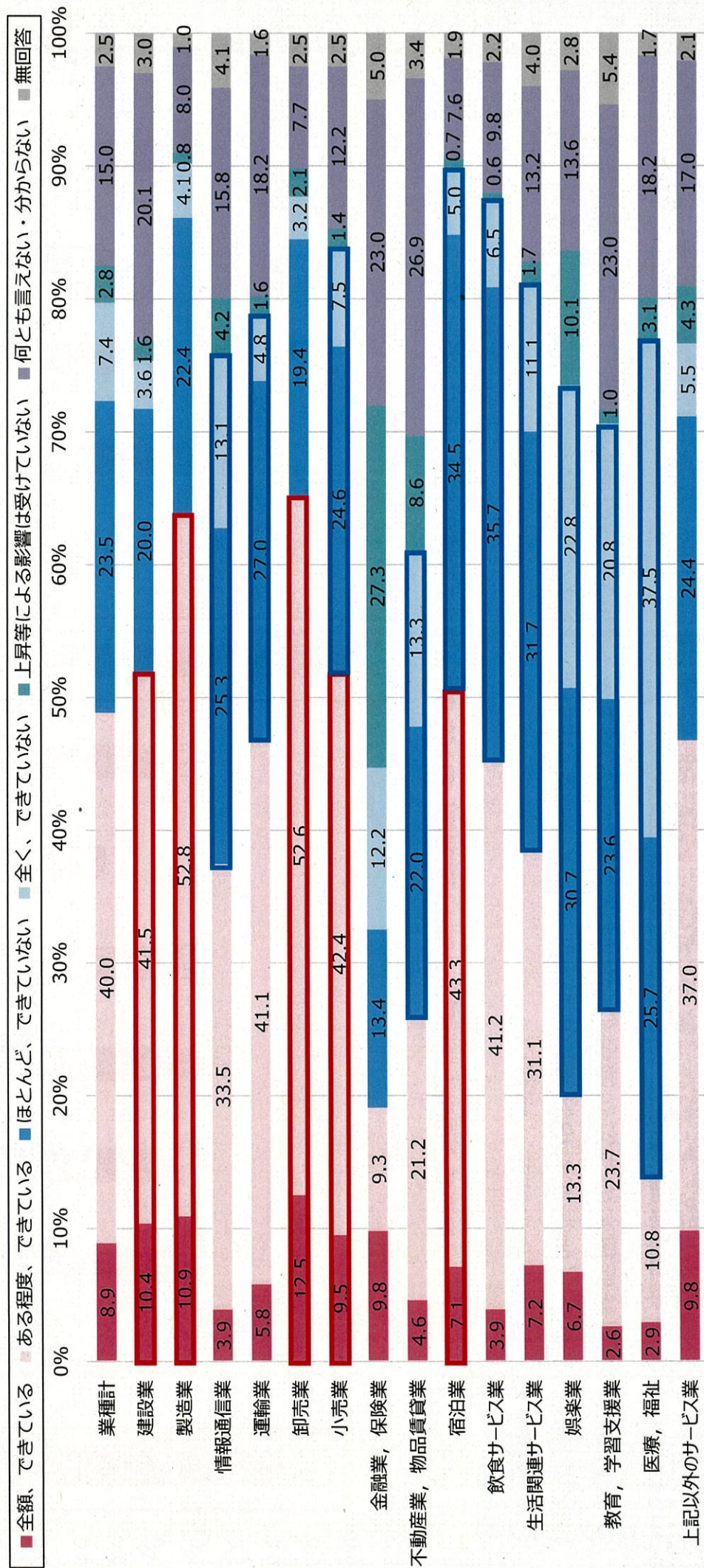


(注) 集計対象企業 (8,754社) について集計。

原材料・仕入れ価格、人件費の上昇等に対する価格転嫁②

価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できている」「ある程度、できている」「ほとんど、できていない」「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（情報通信業、運輸業、小売業、不動産業、宿泊業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉）もある。

(参考)業種別

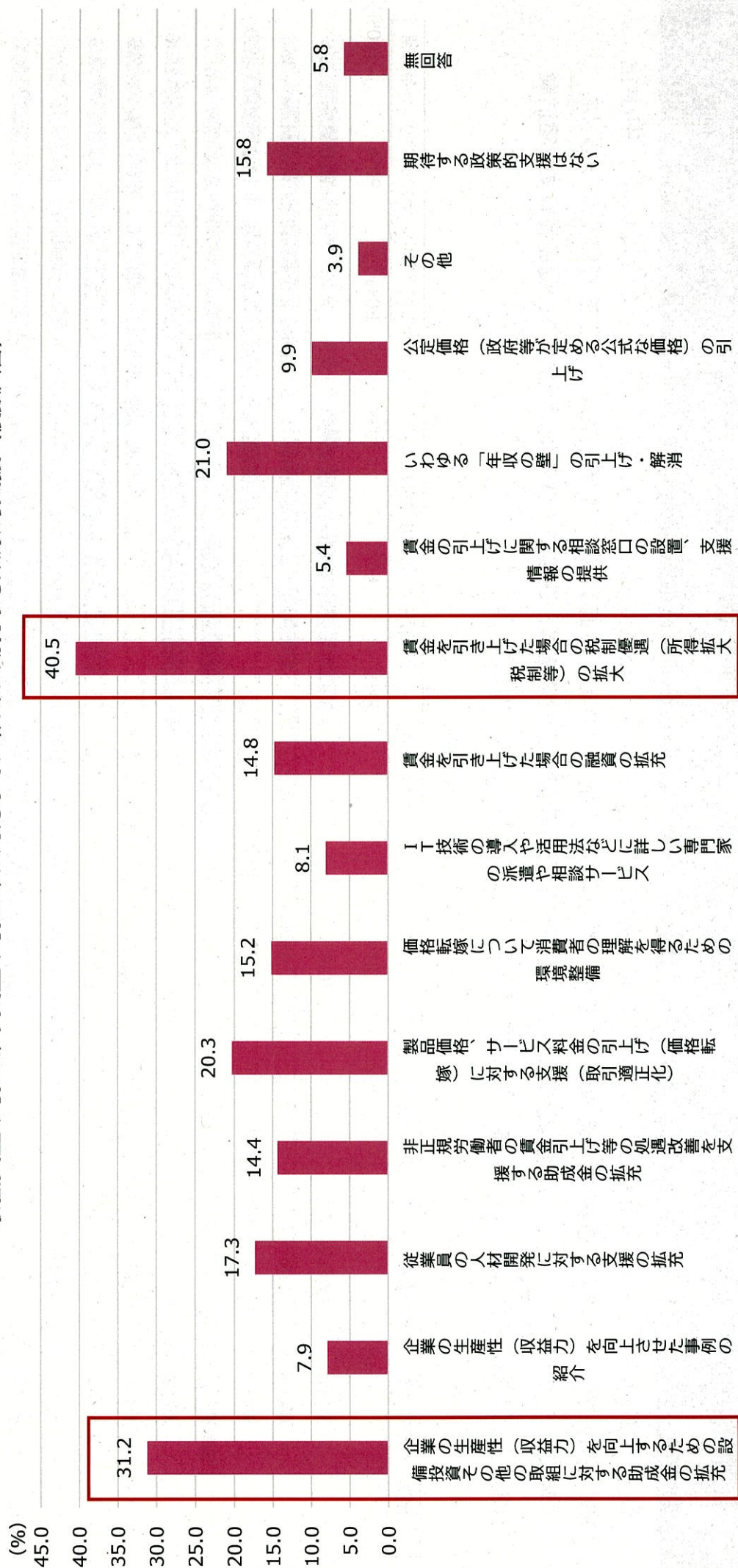


(注) 集計対象企業 (8,754社) について集計。

最低賃金引上げや賃金の引上げに対応するために期待する政策的支援

中小企業が地域別最低賃金の改定や賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引き上げた場合の税制優遇（所得拡大税制等）の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げや賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援（複数回答）

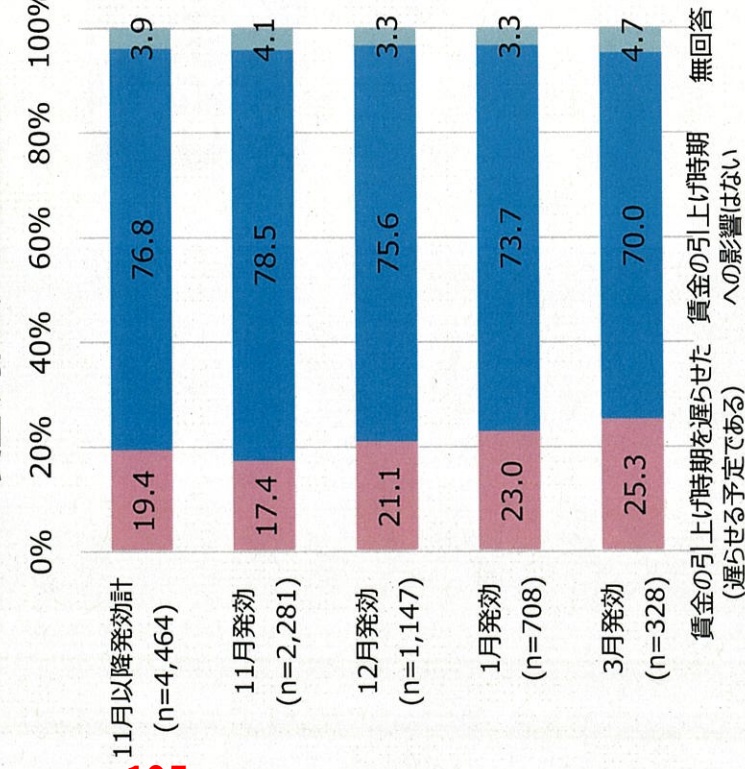


(注) 集計対象企業（8,754社）について集計。

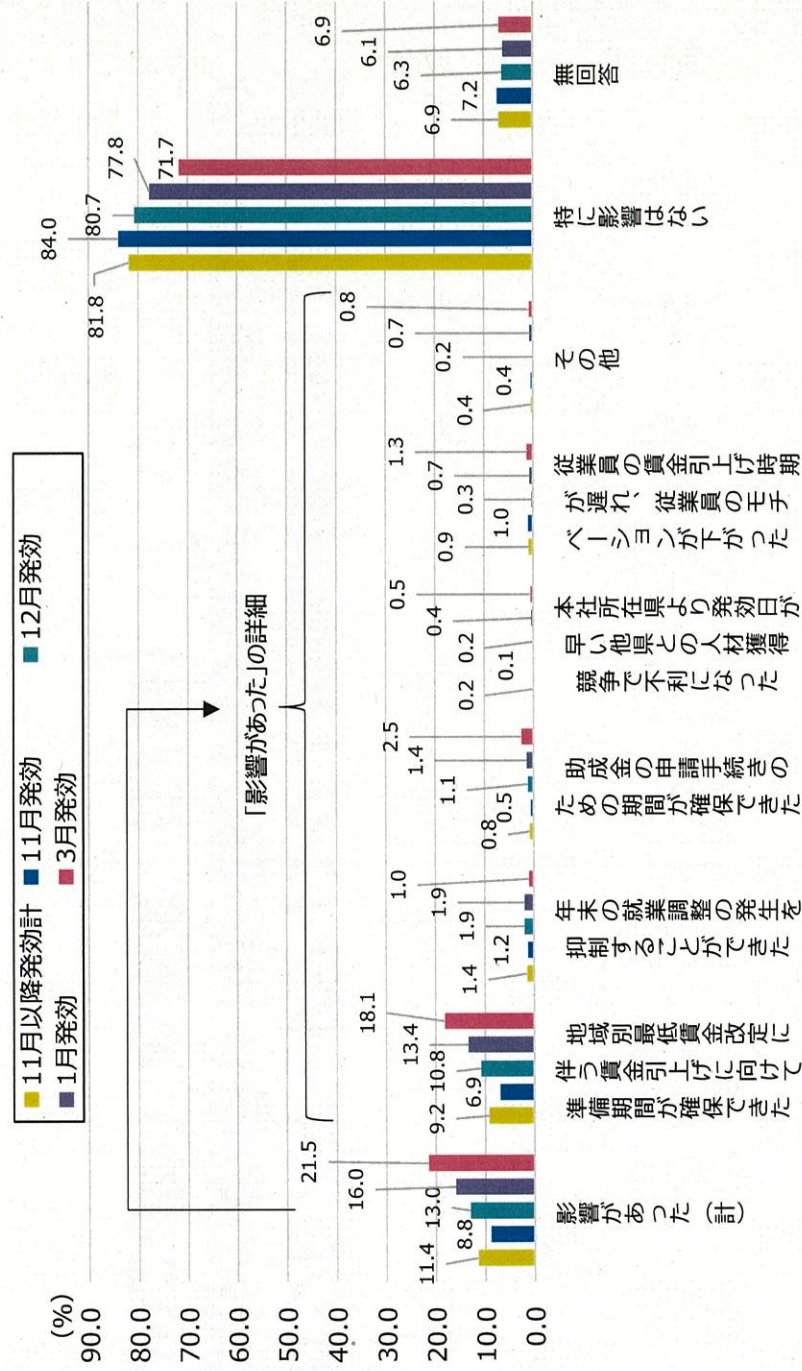
2025年度の地域別最低賃金の発効日より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。何らかの影響があったと回答した中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い
賃金の引上げ時期が遅れたが



発効日が遅くなったことによる影響 (複数回答)



(注) 集計対象企業（8,754社）のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島（以上、11月発効）、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄（以上、12月発効）、福島、徳島、熊本、大分（以上、1月発効）、秋田、群馬（以上、3月発効）のいずれかである企業（4,464社）について集計。「発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。なお、「発効日が遅くなったことに伴い、賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年)の概要(速報)

ひとくらし、あいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

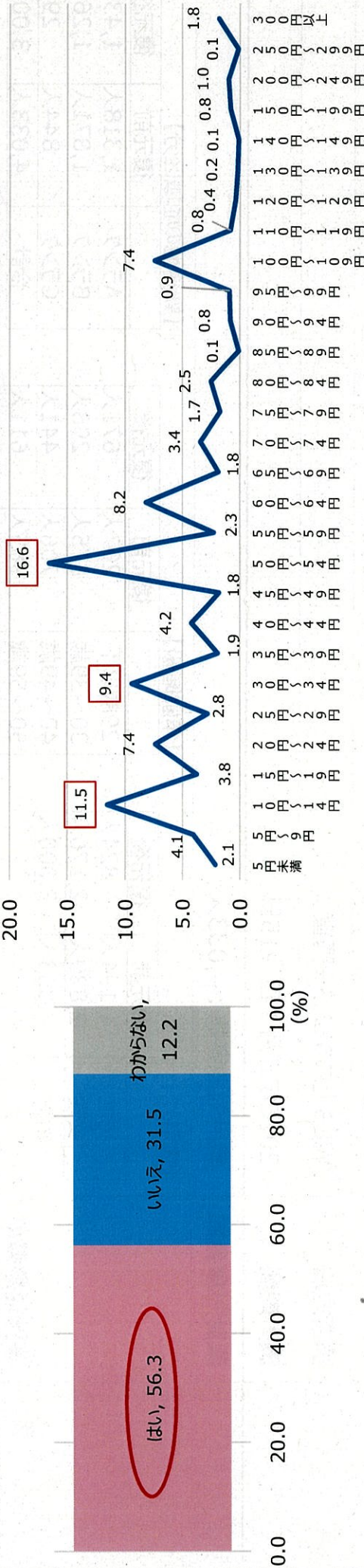
株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年)の概要(速報)

調査の概要	実施機関	株式会社クロスマーケティング（厚生労働省委託事業）																																																
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2025年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2026年調査」と表記） なお、株式会社ナビット（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2025年）は、2024年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2025年調査」と表記）																																																
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。																																																
	調査方法	WEB上でのモニター調査																																																
	調査期間	2026年5月1日～15日																																																
	集計対象者数	集計対象者数：4,033人																																																
集計対象者数等	集計対象者の主な属性	【性別】 <table><tr><th></th><th>復元前</th><th>復元後</th></tr><tr><td>男性</td><td>1,194人</td><td>824人</td></tr><tr><td>女性</td><td>2,839人</td><td>2,176人</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,033人</td><td>3,000人</td></tr></table> 【年齢階級】 <table><tr><th></th><th>復元前</th><th>復元後</th></tr><tr><td>29歳以下</td><td>207人</td><td>671人</td></tr><tr><td>30～39歳</td><td>875人</td><td>298人</td></tr><tr><td>40～49歳</td><td>706人</td><td>441人</td></tr><tr><td>50～59歳</td><td>985人</td><td>611人</td></tr><tr><td>60歳以上</td><td>1,260人</td><td>979人</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,033人</td><td>3,000人</td></tr></table> 【勤務地の地域区分】 <table><tr><th></th><th>復元前</th><th>復元後</th></tr><tr><td>Aランク</td><td>1,318人</td><td>1,437人</td></tr><tr><td>Bランク</td><td>1,871人</td><td>1,266人</td></tr><tr><td>Cランク</td><td>844人</td><td>297人</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,033人</td><td>3,000人</td></tr></table> ※ 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、Bランクのうち福島県・群馬県・徳島県、Cランクのうち秋田県・熊本県・大分県の各県が勤務地である者についてはサンプル数が多くなるよう、各属性毎の目標回答数を設定。集計に際しては、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性別の構成比と同様となるよう、復元処理（ウェイトバック、復元後の全体回答数は3,000人）を行った。		復元前	復元後	男性	1,194人	824人	女性	2,839人	2,176人	合計	4,033人	3,000人		復元前	復元後	29歳以下	207人	671人	30～39歳	875人	298人	40～49歳	706人	441人	50～59歳	985人	611人	60歳以上	1,260人	979人	合計	4,033人	3,000人		復元前	復元後	Aランク	1,318人	1,437人	Bランク	1,871人	1,266人	Cランク	844人	297人	合計	4,033人	3,000人
		復元前	復元後																																															
男性	1,194人	824人																																																
女性	2,839人	2,176人																																																
合計	4,033人	3,000人																																																
	復元前	復元後																																																
29歳以下	207人	671人																																																
30～39歳	875人	298人																																																
40～49歳	706人	441人																																																
50～59歳	985人	611人																																																
60歳以上	1,260人	979人																																																
合計	4,033人	3,000人																																																
	復元前	復元後																																																
Aランク	1,318人	1,437人																																																
Bランク	1,871人	1,266人																																																
Cランク	844人	297人																																																
合計	4,033人	3,000人																																																
備考	本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業（令和8年度）」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。																																																	

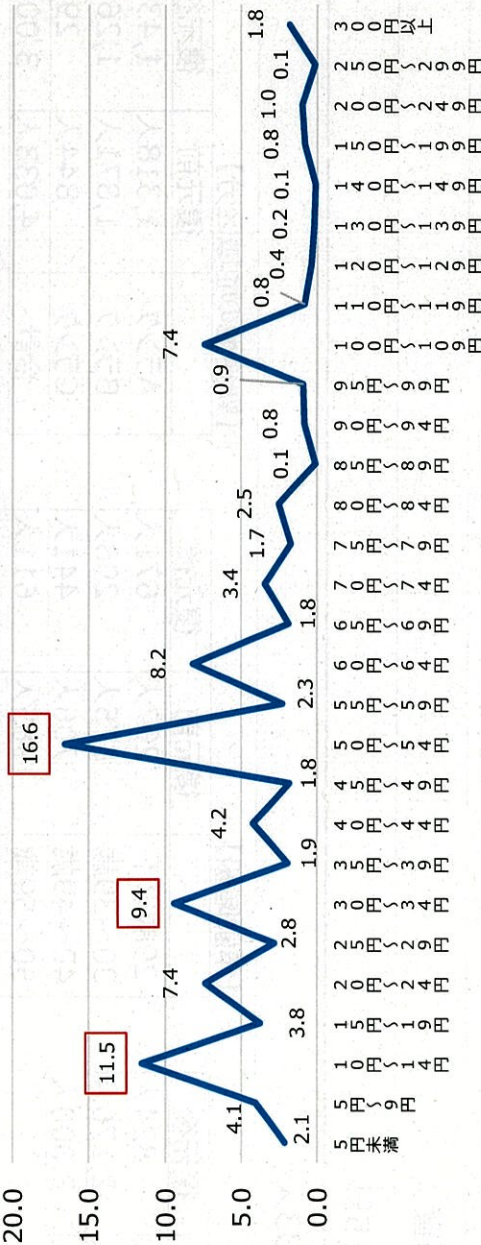
過去1年以内の時間当たり賃金の有無と上昇額、上昇した理由

- 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が上昇したのは56.3%であり、賃金上昇額は「50～54円」（16.6%）、「10～14円」（11.5%）、「30～34円」（9.4%）の順に多くなっている。また、時間当たり賃金が増加した理由は、「最低賃金が上がったから」（80.3%）が最も多くなっている。

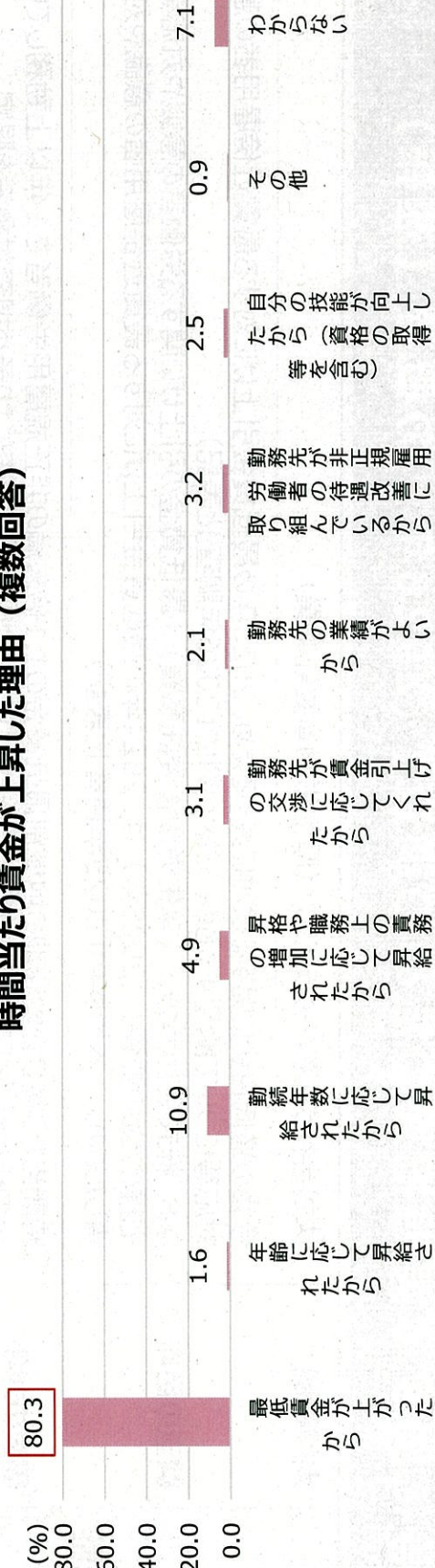
過去1年以内の時間当たり賃金の有無



1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額



時間当たり賃金が増えた理由（複数回答）

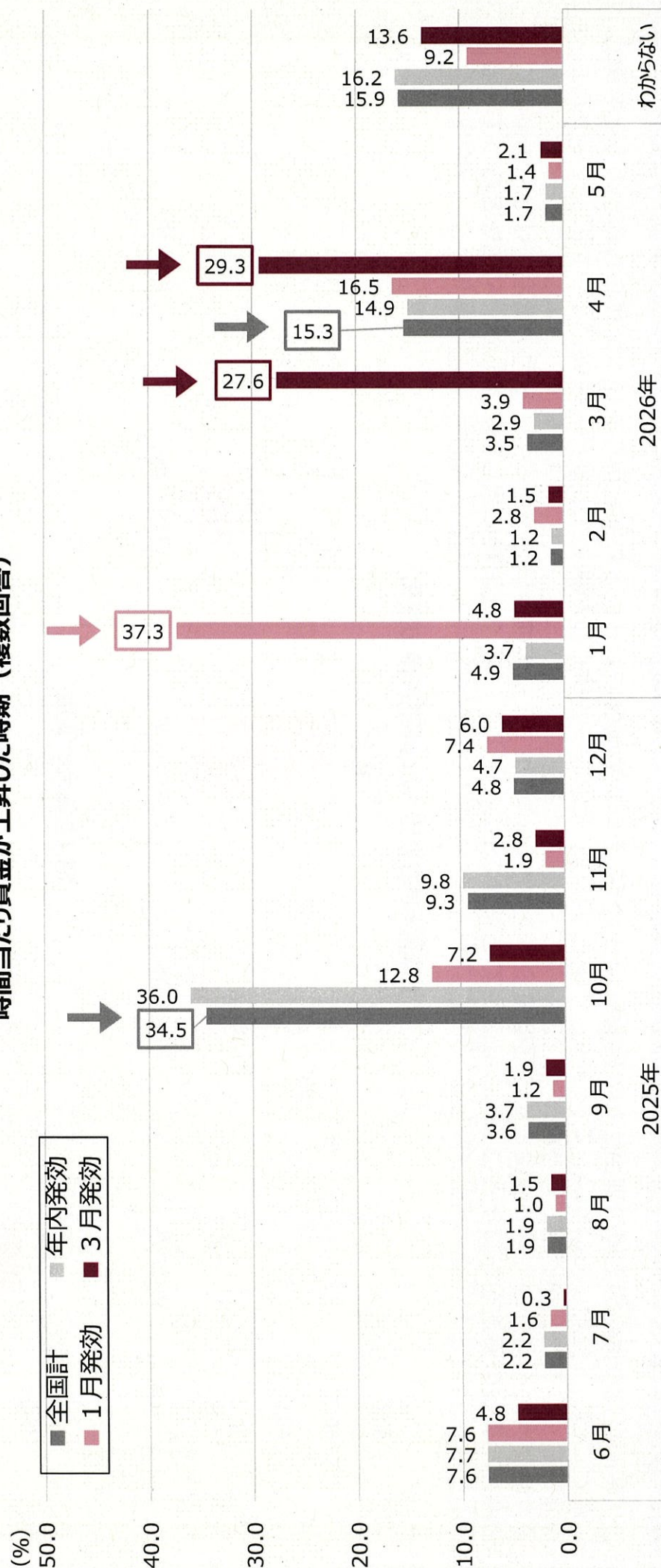


（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
賃金上昇額及び賃金が増えた理由は、有効回答者（復元後2,990人）のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）について集計。

過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が増加した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」(34.5%)が最も多く、「2026年4月」(15.3%)が多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」(37.3%)が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」(29.3%)が最も多く、「2026年3月」(27.6%)が次いで多い。

時間当たり賃金が増加した時期 (複数回答)



(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者 (全4,033サンプル中76) を除いて集計した。

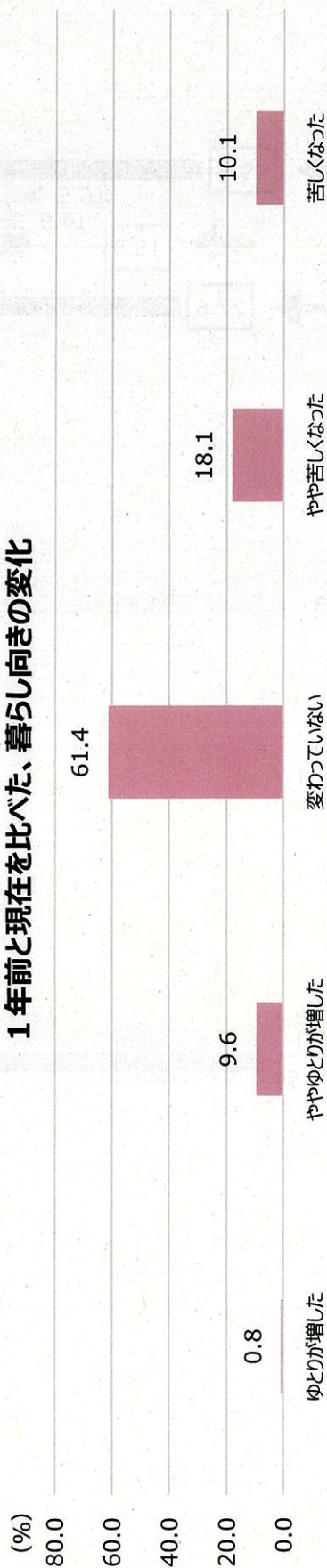
有効回答者 (復元後2,990人) のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (復元後1,683人) について集計。

「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県 (集計に用いたサンプル数は復元前510)、「3月発効」は秋田、群馬の各県 (同389)、「年内発効」はそれ以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

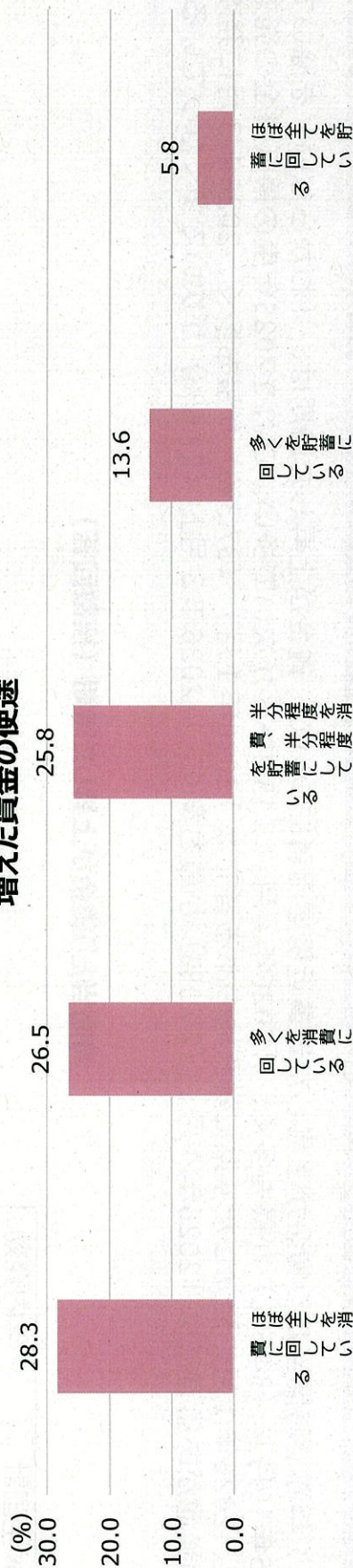
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」が10.4%、「やや苦しくなった」が計10.4%、「苦しくなった」が計28.2%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途の用途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」が計54.8%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者 (全4,033サンプル中76) を除いて集計した。

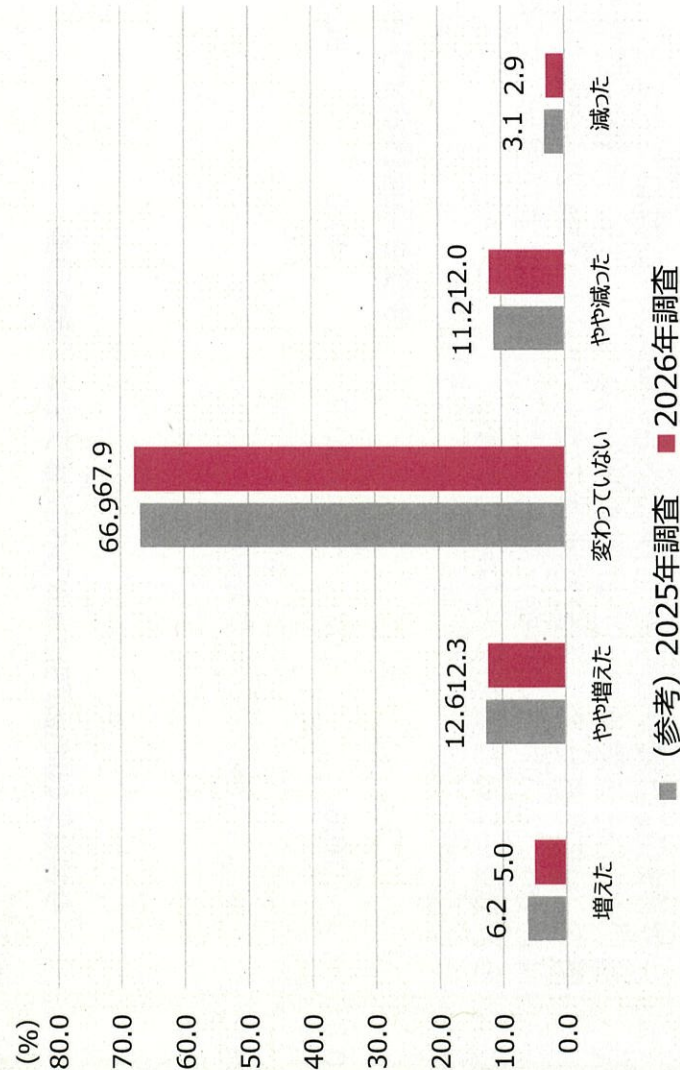
過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (復元後1,683人) のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者 (復元後1,351人) について集計。増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者 (復元後837人) について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

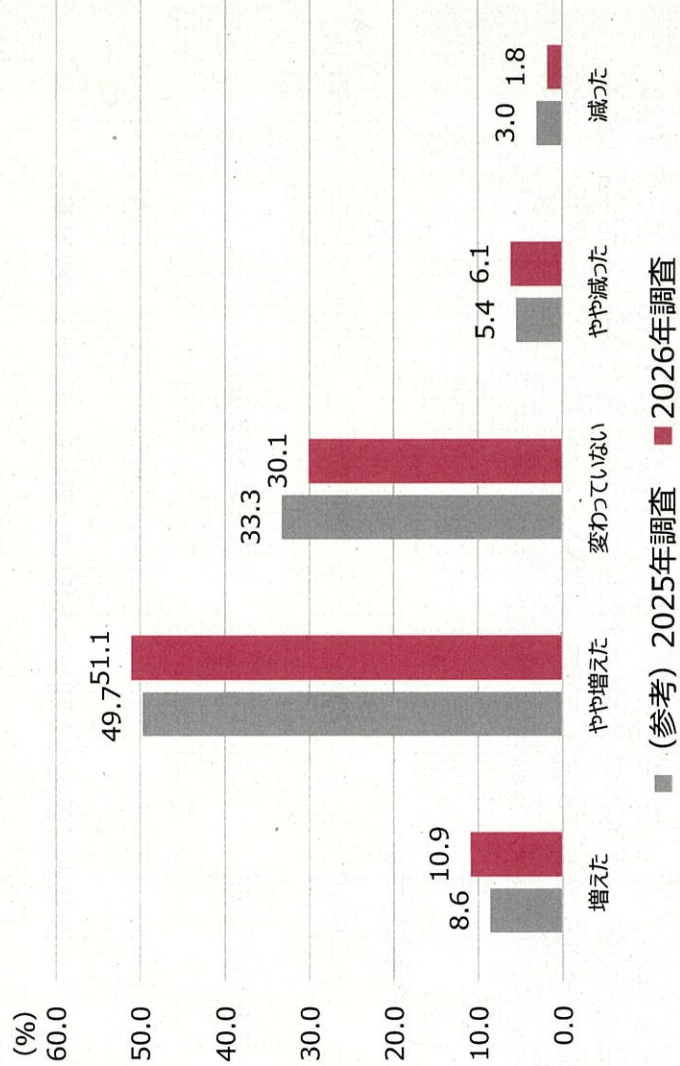
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の労働時間及び賃金の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が67.9%と最も多く、2025年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月当たりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計62.0%、「変わっていない」が30.1%、「やや減った」「減った」が計7.9%となっており、2025年調査の結果（「増えた」「やや増えた」が計58.2%）と比べて、「増えた」または「やや増えた」者の割合がやや高くなった。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月当たりの賃金の増減

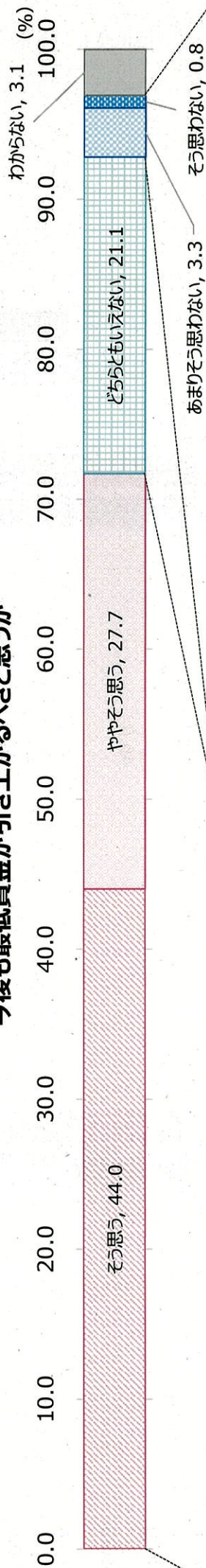


(注) 2026年調査については、調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（2025年調査：有効回答数3,000人中1,214人、2026年調査：復元後の有効回答者数2,990人中1,351人）について集計。
 ※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。

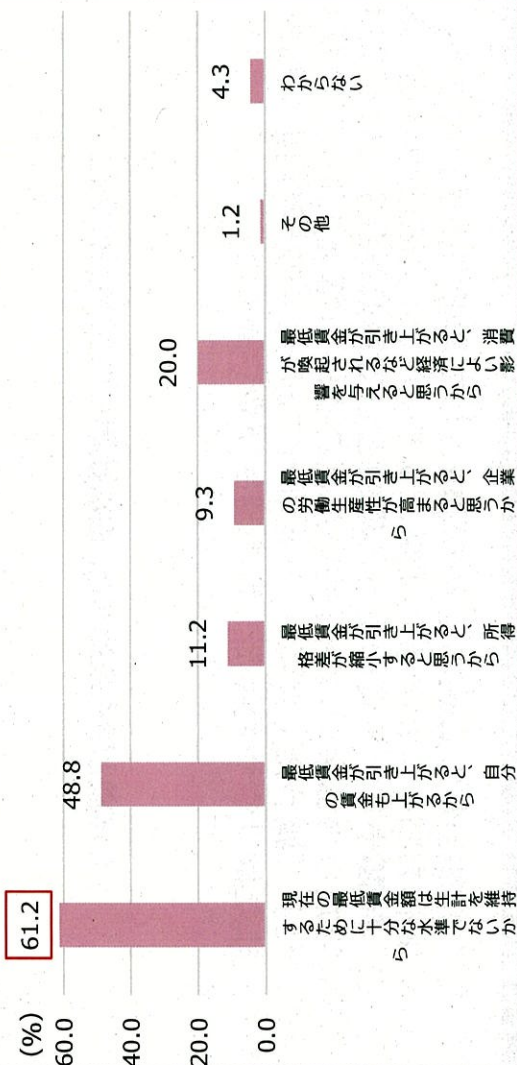
今後の最低賃金引上げに関する見解

○ 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計71.7%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計4.1%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が61.2%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「わからない」(41.1%) (41.1%)を除くと、「最低賃金が引き上がると、物価が上昇するなど経済に悪い影響を与えると思うから」が20.1%と最も多くなっている。

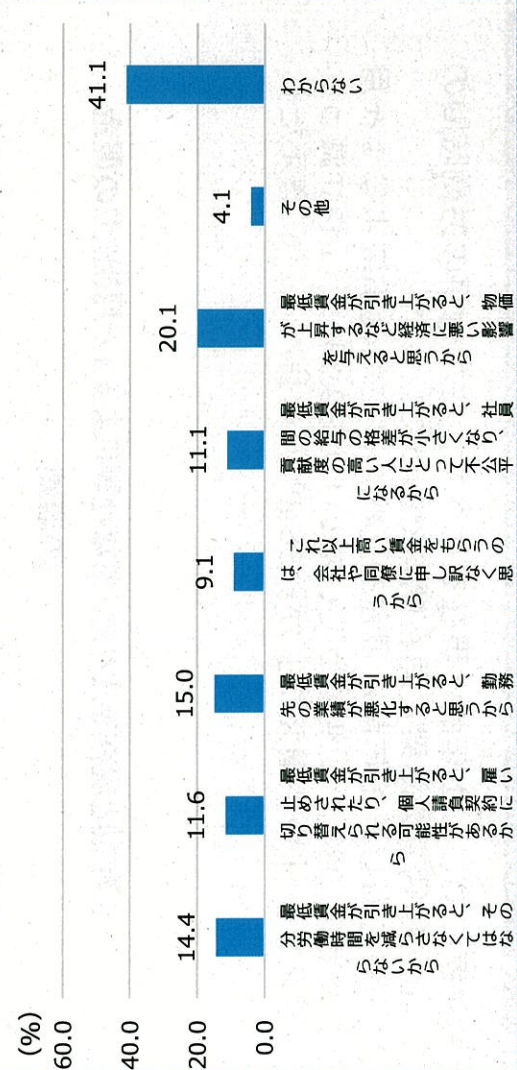
今後も最低賃金が引き上がるべきと思うか



今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由 (複数回答)



今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由 (複数回答)



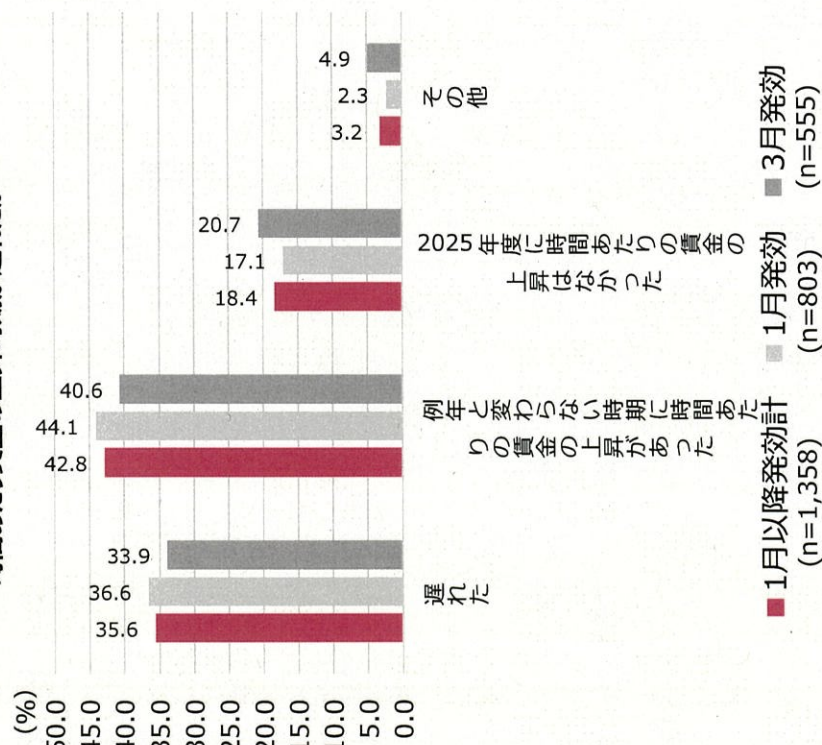
(注) 今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者 (復元後3,000人) について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、「わからない」「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者 (復元後2,151人) 、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、「わからない」「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者 (復元後123人) について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

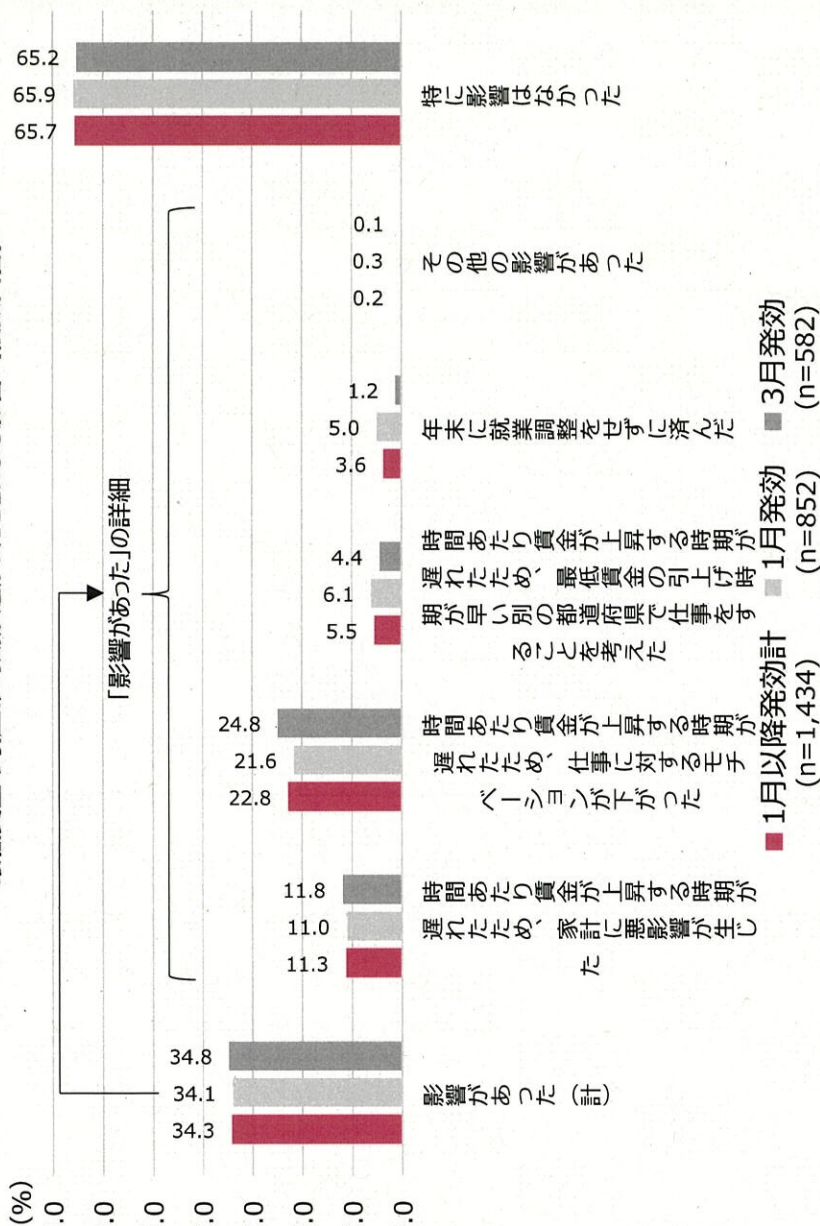
最低賃金の引上げ時期が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



（注）2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。（）内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）」（右図）は、合計から「特に影響はなかった」を除外したものの、



和労発基 0728 第 1 号
令和 8 年 7 月 28 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣谷 行敏 殿

和歌山労働局長
中山 始

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

和歌山県鉄鋼業最低賃金
（平成 25 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）

和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金
（平成 20 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）



和 労 発 基 0728 第 2 号
令 和 8 年 7 月 28 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣谷 行敏 殿

和歌山労働局長
中山 始

最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。